

運 免 第 1 0 0 7 号
令 和 3 年 2 月 5 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

技能試験官の指定事務手続について

技能試験官の指定については、「技能試験官の指定事務手続について」（令和2年8月21日付け運免第474号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、この度、押印を廃止し、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出をもって旧通達は廃止する。

記

1 技能試験官の職務

技能試験官は、技能試験、身体障害者及び聴覚障害者に係る適性試験を実施するほか、技能試験官以外の者が実施する、身体障害者に係る適性検査に助言を与えるものとする。

2 技能試験官候補者の推薦

当課に勤務する課長補佐、主幹及び八戸・弘前・むつ自動車運転免許試験場の場長は、自身が担当する係又は各試験場に勤務する警察職員で、技能試験官として指定又は再指定する必要がある者を、技能試験官候補者（以下「候補者」という。）として、別紙1「技能試験官候補者調査表」を作成し、本職に推薦することとする。

3 候補者の教養

推薦された候補者に対しては、技能試験官の指定等に関する規程（昭和40年公安委員会規則第2号。以下「規程」という。）第3条の表に定められた教養を実施するため、本職が教養担当者と副教養担当者（以下「担当者」という。）を指名するものとする。

候補者は、担当者から受けた教養の状況を別紙2「教養簿」に記入し、担当者の確認を受けて、本職に提出することとする。

4 技能試験官の指定

技能試験官としての教養を修了した候補者は、別紙3「技能試験官名簿」に登載し、規程の別記様式第1「指定書」を交付して技能試験官として指定するものとする。

5 技能試験官の解除

技能試験官が規程第2条の資格要件を欠いたとき、長期療養又は心身の故障等によりその任務を遂行できないと認めるとき、及び人事異動等により技能試験官の職務を行わなくなったときは、規程の別記様式第2「指定解除通知書」を交付して指定を解除することとする。

技能試験官の指定を解除した場合は、技能試験官名簿に解除の日、解除事由を記載するものとする。

6 技能試験官指定簿

技能試験官の指定・解除に係る技能試験官候補者調査表、教養簿、技能試験官名簿、指定書（写し）及び解除通知書（写し）は、技能試験官指定簿として編綴し、定められた期限まで担当係において保管することとする。

担当 運転免許課 試験・教習所係

技能試験官候補者調査表

年 月 日作成

ふりがな		生年月日	年 月 日	官 職	警部	主幹
氏名		採用年月日	年 月 日		警部補	主査
係等	<input type="checkbox"/> 試験教習所係 <input type="checkbox"/> 企画係 <input type="checkbox"/> 免許係 <input type="checkbox"/> 行政処分係 <input type="checkbox"/> 講習係 <input type="checkbox"/> 高齢者等支援係 <input type="checkbox"/> 弘前試験場 <input type="checkbox"/> 八戸試験場 <input type="checkbox"/> むつ試験場					
経験年数等	技能試験官としての経験年数 年（指定 年 月 日）					
技能試験官専科入校の有無	あり（ 年） なし					
運転免許証の写し 表 裏						
勤務歴	課 係	勤務年数	主な勤務内容	課 係	勤務年数	主な勤務内容
その他資格等				備考 二輪免許取得 年 月		

該当する部分を○で囲むこと

教養簿

年 月 日					技能試験官候補者	
決 裁	課 長	調査官	課長補佐	主 幹	係 長	
教 養 科 目					教養時間 (残時間)	担当者
一 般 教 養	運転免許制度の教養				()	
	試験官の心構え				()	
	運転免許事務の概要				()	
	運転心理				()	
	計				()	
基 礎 教 養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項				()	
	自動車の構造及び取扱の方法				()	
	自動車の安全な運転に関する知識				()	
	試験官として必要な自動車の運転技能				()	
	運転試験に関する法令などの知識				()	
	計				()	
一 般 教 養	技能試験の実施に関する実務				()	
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識				()	
	自動車の運転技能に関する採点方法				()	
	試験実施基準に関する知識				()	
	計				()	
合計					()	

技能試験官名簿

指定 番号	被指定者		指定年月日	解除年月日	解除理由等
	官職	氏名			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					